

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本電信電話株式会社			コード	9432
提出日	2017/5/15	異動（予定）日	2017/5/15		
独立役員届出書の提出理由	社外役員の属性情報に変更があるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	白井 克彦	社外取締役	○										△		△		訂正・変更	有
2	榊原 定征	社外取締役	○										○		○		訂正・変更	有
3	友永 道子	社外監査役	○														訂正・変更	有
4	落合 誠一	社外監査役	○										△				訂正・変更	有
5	飯田 隆	社外監査役	○										△				訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	独立役員として指定している社外取締役の白井 克彦氏が総長を務めておりました早稲田大学と当社の間には取引又は寄付がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	白井 克彦氏は、教育機関の運営責任者等としての豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしております。 ・ 同氏が総長を務めておりました早稲田大学と当社及び主要子会社（※「4.補足説明」の注3参照）との取引等の状況 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同大学との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同大学の年間総収入と比較していずれも1%未満である。 直近の3事業年度における当社及び主要子会社から同大学への寄付の合計額は、当該各事業年度における同大学の年間総収入のいずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。 ・ 同氏が理事長を務めておりました放送大学学園と当社及び主要子会社との取引等の状況 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同学園との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。 直近の3事業年度における当社及び主要子会社から同学園への寄付の合計額は、当該各事業年度においても年間1,000万円以下であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。 なお、同氏は2017年3月に同学園を退職している。
2	独立役員として指定している社外取締役の榊原 定征氏が取締役会長を務めておりました東レ株式会社及び会長を務めております一般社団法人日本経済団体連合会と当社の間には取引又は寄付がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	榊原 定征氏は、企業経営者としての豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしております。 ・ 同氏が取締役会長を務めておりました東レ株式会社と当社及び主要子会社との取引等の状況 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同社の売上高と比較していずれも1%未満である。 ・ 同氏が会長を務めております一般社団法人 日本経済団体連合会と当社及び主要子会社との取引等の状況 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同一般社団法人との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。 直近の3事業年度における当社及び主要子会社から同一般社団法人への寄付の合計額は、当該各事業年度においても年間1,000万円以下であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。

3		友永 道子氏は、長年にわたり、公認会計士の職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識からの視点に基づく監査を期待するものです。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしております。 ・ 同氏がシニアパートナーを務めておりました新日本有限責任監査法人と当社及び主要子会社との取引等の状況 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同監査法人との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同監査法人の売上高と比較していずれも1%未満である。 なお、同氏が当社社外監査役に就任した2011年6月より前の2010年6月に、同監査法人を退職している。 ・ 同氏が副会長を務めておりました日本公認会計士協会と当社及び主要子会社との取引等の状況 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同協会との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同協会の売上高と比較していずれも1%未満である。 なお、同氏が当社社外監査役に就任した2011年6月より前の2010年7月に、同協会を退職している。
4	独立役員として指定している社外監査役の落合 誠氏が教授を務めておりました中央大学と当社の間には、取引がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	落合 誠氏は、長年にわたり、法学研究を専門とする大学教授を務めていたことから、その経歴を通じて培った専門家としての知識、見識からの視点に基づく監査を期待するものです。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしております。 ・ 同氏が教授を務めておりました中央大学と当社及び主要子会社との取引等の状況 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同大学との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同大学の総収入と比較していずれも1%未満である。 直近の3事業年度における当社及び主要子会社から同大学への寄付の合計額は、当該各事業年度においていずれも年間1,000万円以下であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該寄付は同氏が所属していた法科大学院以外への寄付である。 なお、同氏は2015年3月に同大学を退職している。
5	独立役員として指定している社外監査役の飯田 隆氏が所属しておりました森・濱田松本法律事務所と当社の間には取引がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	飯田 隆氏は、長年にわたり、法律に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識からの視点に基づく監査を期待するものです。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしております。 ・ 同氏が所属しておりました森・濱田松本法律事務所と当社及び主要子会社との取引等の状況 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同事務所との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。 なお、同氏が当社社外監査役に就任した2014年6月より前の2011年12月に同事務所を退職している。 ・ 同氏が代表を務めております宏和法律事務所と当社及び主要子会社との取引等の状況 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同事務所との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。 なお、当該取引は通信サービスに係る取引のみである。

4. 補足説明

〔独立役員の独立性判断基準〕

当社は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、下記の要件を満たす社外役員を独立役員に指定しております。

・直近の3事業年度において以下に該当する者ではないこと。

- (1) 当社の基準を超える取引先（注1）の業務執行者
- (2) 当社の基準を超える借入先（注2）の業務執行者
- (3) 当社及び主要子会社（注3）から、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を直接得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等の専門的サービスを提供する個人
- (4) 当社の基準を超える寄付を受けた団体（注4）の業務執行者

なお、以上の（1）から（4）のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、独立役員の指定時にその理由を説明、開示します。

- 注1 当社の基準を超える取引先とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における当社及び主要子会社（注3）の取引合計額が、当該事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額の2%以上の取引先をいう。
- 注2 当社の基準を超える借入先とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における連結ベースでの借入額が、当該事業年度における当社の連結総資産の2%以上の借入先とする。
- 注3 主要子会社とは、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社NTTドコモをいう。
- 注4 当社の基準を超える寄付を受けた団体とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における当社及び主要子会社（注3）からの寄付の合計額が、年間1,000万円又は当該事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。